

令和4年度三戸町認知症地域支援推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第17条第1項並びに三戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三戸町条例第1号）第18条及び三戸町職員の給与に関する条例（昭和30年三戸町条例第16号）第22条の3の規定により、町が令和4年度に任用する認知症地域支援推進員の任用、身分、職務及び給与等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町は、令和4年度において、健康推進課に認知症地域支援推進員を1名置く。

(身分)

第3条 認知症地域支援推進員は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定するフルタイム会計年度任用職員とする。

(任用)

第4条 認知症地域支援推進員は、保健師又は介護支援専門員の資格を有する者であつて、その職務を適切に遂行しうると認められる者のうちから、選考の上、町長が任用する。ただし、令和3年度において同職種に任用された者を当該勤務実績に基づく能力の実証により再度任用しようとする場合は、選考によらないことができる。

2 認知症地域支援推進員の任用期間は、1年以内とする。ただし、2会計年度にわたる任用期間とすることはできない。

3 認知症地域支援推進員の採用は、全て条件付のものとし、その認知症地域支援推進員がその職において1月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。

4 認知症地域支援推進員の任用期間が、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間に満たない場合には、当該職種における勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

(職務)

第5条 認知症地域支援推進員は、健康推進課長の指揮監督を受けて、次の職務を行うものとする。

- 一 認知症施策の推進に関すること。
- 二 介護認定調査に関すること。
- 三 その他健康推進課長が必要と認める事項に関すること。

(会計年度任用職員証)

第6条 認知症地域支援推進員は、その身分を明確にし、職務の適正な執行を図るため、勤務中、常に会計年度任用職員証（別記様式）を携帯しなければならない。

(服務)

第7条 認知症地域支援推進員の服務は、三戸町職員服務規程（平成11年三戸町規程第1号）第2条から第3条の2まで、第4条（第1項第2号及び第4号を除く。）、第7条から第16条まで、第18条及び第19条の規定を準用する。

(勤務日及び勤務時間)

第8条 認知症地域支援推進員の勤務日及び勤務時間は、三戸町職員服務規程第6条(第3項を除く。)の規定を準用する。

(休暇等)

第9条 認知症地域支援推進員の休暇は、別表のとおりとする。

(給料)

第10条 認知症地域支援推進員の給料は、その者の当該職種に係る通算の経験年数に応じ、次表に定める額とする。

| 経験年数 | 給料月額 |
|------|-----------|
| 1年未満 | 192,400 円 |
| 1年以上 | 200,700 円 |

2 認知症地域支援推進員が、次の各号に該当する場合は、当該期間に係る給料は支給しない。

- 一 育児休業をしている場合
- 二 部分休業をしている場合
- 三 別表に掲げる無給の休暇をとり、又は受け勤務しない場合

3 前項までに定めるほか、給料の計算期間、支給日その他の支給方法については、常勤の職員の例による。

(通勤手当)

第11条 認知症地域支援推進員の通勤手当の額及び支給方法等については、常勤の職員の例による。

(期末手当)

第12条 認知症地域支援推進員の期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この項及び次項において「基準日」という。)にそれぞれ在職し、かつ、任用期間が6月以上(任期の更新により任用期間が6月以上となることが想定される場合を含む。)である場合に支給する。基準日前1月以内に退職し、又は死亡した場合も同様とする。

2 前項の期末手当の額は、基準日においてその者が受けるべき給料月額に120/100を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ次表に掲げる割合を乗じた額とする。

| 在職期間 | 割合 |
|------------|---------|
| 6ヵ月 | 100/100 |
| 5ヵ月以上6ヵ月未満 | 80/100 |
| 3ヵ月以上5ヵ月未満 | 60/100 |
| 3ヵ月未満 | 30/100 |

3 前項に定めるほか、認知症地域支援推進員の期末手当の支給については、常勤の職員の例による。

(時間外勤務手当)

第13条 認知症地域支援推進員が正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた場合には、正規の勤務時間外に勤務した時間に対して時間外勤務手当を支給する。

(休日勤務手当)

第14条 認知症地域支援推進員が休日（三戸町職員の給与に関する条例第13条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等をいう。）において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた場合には、正規の勤務時間中に勤務した時間に対して休日勤務手当を支給する。

(時間外勤務手当及び休日勤務手当の額及び支給方法等)

第15条 前2条の手当の額及び支給方法等については、常勤の職員の例による。

(旅費)

第16条 認知症地域支援推進員が公務のため旅行したときの旅費の額及び支給方法等については、常勤の職員の例による。

(人事評価)

第17条 認知症地域支援推進員の執務については、町長が人事評価を行う。

2 前項の人事評価は、能力評価によって行う。

3 人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、常勤の職員の例による。

(社会保険)

第18条 認知症地域支援推進員の社会保険の適用は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に定めるところによる。

(雇用保険)

第19条 認知症地域支援推進員の雇用保険の適用は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）又は青森県市町村職員退職手当組合退職手当条例（昭和46年青森県市町村職員退職手当組合条例第1号）に定めるところによる。

(災害補償)

第20条 認知症地域支援推進員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）又は青森県市町村等非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（平成19年青森県市町村総合事務組合条例第1号）に定めるところによる。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、認知症地域支援推進員の設置に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式(第6条関係)

(表面)

9.0cm

| | | |
|--------------------|-------|--------------------------|
| 三 戸 町 職 員 証 | | 写 真 (2.5cm×3.5cm) |
| 氏 名 | | |
| 生年月日 | 年 月 日 | |
| 現 住 所 | | |
| 交 付 | 年 月 日 | |
| 交付番号 | | |
| 会計年度任用職員であることを証する。 | | |
| 三戸町長 | | 印 |

5.5cm

(裏面)

| |
|---|
| <p>① 会計年度任用職員は常にこの職員証を所持しなければならない。</p> <p>② 記載事項に変更があったときは、訂正を受けなければならない。</p> <p>③ この職員証は、他人に貸与若しくは譲渡してはならない。</p> <p>④ この職員証を紛失又は毀損したときは、すみやかに届け出て再交付を受けなければならない。</p> <p>⑤ 退職したときは、すみやかにこれを返還しなければならない。</p> |
|---|

休暇に関する書面

| 休 暇 の 区 分 | | 期 間 | 単 位 | 有給 無給 の別 | |
|-------------|--|--|--|----------------|---------|
| 種 類 | 説 明 | | | | |
| 年次休暇 | | 下記の区分に応じた日数（任期が11月未満の場合にあっては、当該得た日数に当該任用期間の月数を乗じ、12で除して得た日数（1日未満の端数は切り捨てる。）とする。） (1) フルタイム会計年度任用職員の場合 20日 (2) パートタイム会計年度任用職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものの場合 20日に当該職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数） (3) 上記以外の場合 155時間に当該職員の1週間の当たりの勤務時間の時間数を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数） | 1日、半日又は1時間。ただし、残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。 | 有給 | |
| 選挙等休暇 | 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合に与えられる休暇 | 必要と認められる期間 | / | 有給 | |
| 証人等休暇 | 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合に与えられる休暇 | | | | |
| 現住居の滅失等休暇 | 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合に与えられる休暇 (1) 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき (2) 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき | 連続する7日の範囲内の期間（週休日、休日及び代休日を含む。） | | | |
| 出勤困難休暇 | 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合に与えられる休暇 | 必要と認められる期間 | | | |
| 退勤途上の危険回避休暇 | 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合に与えられる休暇 | | | | |
| 服忌休暇 | 職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる休暇 | （下記の表参照） | | | 1日又は1時間 |
| 結婚休暇 | 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる休暇 | 結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までのうち、連続する5日の範囲内の期間（週休日、休日及び代休日を含む。） | | | |
| 夏季休暇 | 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合に与えられる休暇 | 一の年（1月1日から12月31日までをいう。）の7月から9月の期間内における、連続する4日以内の期間 | | | |
| 不妊治療休暇 | 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇 | 一の年度において5日（当該通院等が体外受精等に係るものである場合にあっては、10日） | | | |
| 産前休暇 | 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合に与えられる休暇 | 出産の日までの申し出た期間 | | | |
| 産後休暇 | 女性職員が出産した場合に与えられる休暇 | 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において | | | |

| | | | | |
|---------|---|---|---|----|
| | | 医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。） | | |
| 配偶者出産休暇 | 職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇 | 職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過するまでの期間のうち、2日の範囲内の期間 | | |
| 育児参加休暇 | 職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合であって、その出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のために勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇 | 当該期間内における5日の範囲内の期間 | | |
| 保育時間 | 生後満1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合に与えられる時間休暇 | 女性職員にあつては、1日2回それぞれ30分以内の申し出た期間 男性職員にあつては、その子の当該職員以外の親が同日における保育時間（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和23年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間 | 1分 | 無給 |
| 子の看護休暇 | 1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであつて、かつ、6月以上継続勤務している者が、現に養育している小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして町長が定めるその子の世話を行うことを行う。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇 | 一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間 | 1日又は1時間。 ただし、残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。 | |
| 短期介護休暇 | 1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであつて、かつ、6月以上継続勤務している者が、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子及び配偶者の父母並びに同居している祖父母、孫、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子で負傷、疾病又は老齢により2週間の期間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護その他の町長が定める世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇 | 一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間 | | |
| 介護休暇 | 次のいずれにも該当する職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇 (1) 1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの (2) 職員として引き続き任用された期間が1年以上である者 (3) 当該要介護者各々に係る一の要介護期間において初めて介護休暇を使用しようとする日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期が満了し、かつ当該任期の更新又は再度の任用が行われないことが明らかでないもの | 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する93日（当該状態となった日前において当該職員が当該要介護者について当該休暇を使用したことがある場合にあっては、要介護者の各々につき、当該要介護者の介護を必要とする一の継続する状態ごとに、初めて介護休暇の承認を受けた期間の初日から最後に当該承認を受けた期間の末日までの日数を合算した日数）の範囲内の期間 | 1日又は1時間。 ただし、1時間を単位とする場合は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内 | |
| 介護時間 | 次のいずれにも該当する職員が要介護者の介護をするため、当該要介護者ごとに、当該会計年度内の連続する期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる時間休暇 (1) 1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの (2) 1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある者 (3) 職員として引き続き任用された期間が1年以上である者 | 当該会計年度内の連続する期間において1日につき2時間（当該職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる期間 | 1時間又は1分 | |
| 生理休暇 | 女性職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与えられる休暇 | 必要と認められる期間 | 1日又は1時間 | |
| 妊娠疾病休暇 | 女性職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項 | 必要と認められる期間 | 1日又は1時間 | |

| | | | | |
|--------------|---------------|--|--|---------|
| | | を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与えられる休暇 | | |
| | 公務上の傷病休暇 | 職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 | 必要と認められる期間 | 1日又は1時間 |
| | 私傷病休暇 | 6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員（週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（生理休暇を与えられる場合を除く。） | （下記の表参照） | 1日又は1時間 |
| | 骨髄移植等休暇 | 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査を受け、又は入院等をするときに与えられる休暇 | 必要と認められる期間 | 1日又は1時間 |
| 職務に専念する義務の免除 | 妊婦の休息・補食 | 妊娠中の女性職員について、その業務が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合 | 適宜休息し、又は補食するために必要と認められる期間 | 有給 |
| | 妊婦の通勤緩和 | 妊娠中の女性職員について、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合 | 正規の勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる期間 | |
| | 妊産婦の健康診査・保健指導 | 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合 | 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる期間 | 1日又は1時間 |

※1 職員がこの表に定める年次休暇の日数のうち、任用期間中に与えられなかった日数（1日未満の端数を含む。）があり、かつ、当該職員の任用期間が更新された場合は、更新後の委嘱期間において当該日数を年次休暇として受けることができる。ただし、繰り越された当該日数は、再度繰り越すことはできない。

※2 1時間を単位として使用した休暇を日に換算する方法

- ① 1日の勤務時間を定めている場合、勤務日ごとの勤務時間の時間数（1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）をもって1日とする。
- ② 1週間当たりの勤務時間及び勤務日数を定めている場合、1週間当たりの勤務時間を1週間の勤務日数で除して得た時間数（1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）をもって1日とする。

（服忌休暇関係） 下表の親族の区分に応じ、当該日数欄に掲げる連続する日数の範囲内の期間とする。

| 親 族 | 日 数 | 親 族 | 日 数 | 親 族 | 日 数 |
|------------------|-----|--------------------|-----|--------------|-----|
| 配偶者 | 7日 | 父母 | 7日 | 子 | 5日 |
| 祖父母 | ※3日 | 孫 | 1日 | 兄弟姉妹 | 3日 |
| おじ又はおば | ※1日 | 父母の配偶者又は配偶者の父母 | ☆3日 | 子の配偶者又は配偶者の子 | ★1日 |
| 祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母 | ●1日 | 兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹 | ●1日 | おじ又はおばの配偶者 | 1日 |

※ 職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては7日

☆ 職員と生計を一にしていた場合にあつては7日

★ 職員と生計を一にしていた場合にあつては5日

● 職員と生計を一にしていた場合にあつては3日

（私傷病休暇関係） 一の年度において、下表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分又は同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日数の範囲内の期間とする。

| 1週間の勤務日の日数 | 5日以上 | 4日 | 3日 | 2日 | 1日 |
|------------|--------|------------------|------------------|-----------------|----------------|
| 1年間の勤務日の日数 | 217日以上 | 169日から 216日まで | 121日から 168日まで | 73日から 120日まで | 48日から 72日まで |
| 付与日数 | 10日 | 7日 | 5日 | 3日 | 1日 |

※ 上表の区分にかかわらず、1週間の勤務時間が29時間以上である場合にあつては、付与日数は10日とする。